

(参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年3月20日現在

福島県	出荷制限	攝取限
原乳	2市6町3村 ^{※1}	—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)		1市5町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市5町2村 ^{※2}	—
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		—
カブ		—
原本木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
原本木シタケ(施設栽培)	川俣町	
原本木ナメコ(露地栽培)	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本木シタケ(施設栽培)を除く。)	—
原本木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳沢町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、大栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市 いわき市 楢葉町
たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—
わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
うど(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、川内村、葛尾村	
くさそて(ごごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、楢葉町、大玉村、葛尾村	—
くさそて(ごごみ) (野生のものに限る。)	会津美里町	
こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳沢町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	—
ぜんまい	二本松市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	—
ぜんまい(野生のものに限る。)	広野町、大玉村	
うわばみそう(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町	—
たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鶴川村、川内村、葛尾村	—
ふき(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村	—
ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村	—
わらび	福島市、伊達市、喜多方市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鶴川村、葛尾村	—
わらび(野生のものに限る。)	二本松市、広野町	—
ウメ	南相馬市	—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町	—
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市	—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋峰、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇木林、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師谷、原町区片寄宇津井及び原町区大原宇和田城の区域に限る。)	—
小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される小豆を除く。)	—
大豆	南相馬市(旧太田村の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村の区域に限る。)	—
米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧川瀬村の区域に限る。)、伊達市(旧堀本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	
米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	—
米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中流入する河川(支流を含む。)、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
水産物32種 ^{※7}	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
牛の肉 ^{※8}	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
イシジの肉	全域	6市10町4村 ^{※9}
カルガモの肉	全域	—
キジの肉	全域	—
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳沢町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、湯川村、昭和村、櫻枝岐村	—
ノウサギの肉	全域	—
ヤマドリの肉	全域	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柏木、原町区馬場字五郎山、原町区馬場字栗原、原町区馬場字篠塚、原町区馬場字行方及び原町区大字原と城田の区域)、川俣町(山木町の区域に限る)、猪ケ瀬町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、葛岡町、飯舘村、波崎町、いわき市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、尾瀬、飯舘村

*2 南相馬市、川俣町、飯豊町等福島県内原町市域を除く。原町市域は2010年1月より北陸新幹線開業に伴う区域変更によるもの。

*3 福島県農政部 農業課(福島県第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、山形県(新庄市、鶴岡市、酒田市、米沢市)、宮城県(仙台市、柴田町、栗原市)、岩手県(盛岡市、八幡平市、遠野市)、青森県(弘前市)、福島県(郡山市)、茨城県(水戸市)、栃木県(宇都宮市)、群馬県(高崎市)、埼玉県(川口市)、東京都(八王子市)、神奈川県(横浜市)、千葉県(柏市)、新潟県(長岡市)、富山県(高岡市)、石川県(金沢市)、福井県(福井市)、岐阜県(岐阜市)、愛知県(名古屋市)、三重県(伊勢市)、滋賀県(守山市)、京都府(京都市)、大阪府(大阪市)、兵庫県(神戸市)、奈良県(奈良市)、和歌山县(和歌山市)、熊本県(熊本市)、大分県(大分市)、宮崎県(宮崎市)、鹿児島県(鹿児島市)、沖縄県(那覇市)。

柳原、里山、小山、宮室、笠石及び「台所」除く)、豊前町新屋及び奥田町の谷原に限る。、旧田舎村、旧上屋敷村、旧豊山村、旧手川村及旧富野村(市川町八幡原に限る)、二本松市(日吉川町、荒川町及び豊原町の区域に限る)。、市吉本村、市吉大村、旧新屋村、旧太田村(日吉川町)及び旧豊原村(東郷町)の区域に限る。、市吉本村(日吉川町)と旧豊原村(日吉川町)との区域に限る)、郡上市(郡上八幡町及び郡上郡の区域に限る)。、郡上郡(郡上郡の区域に限る)、郡上郡(郡上郡の区域に限る)。、郡上郡(郡上郡の区域に限る)、郡上郡(郡上郡の区域に限る)。

高林の区域に限る)。及び大田(字原町)の区域に限る)。(その区域に限る)。並びに市内有林地森林管理署2004年版から2007年版まで、2008年版の一部、2009年版から2102年版まで、2104年版から「2108年版まで及び2130年版を除く区域に限る)。本市(旧玉井町の区域に限る)。山形市(山尾木地区に限る)。内野町(山尾木地区に限る)及び161町界から165町界までの区域に限る)。大字村井(旧玉井町の区域に限る)。及川町(内野町有林地森林管理署2004年版、2005年版及び2130年版まで除く区域に限る)。

※8 福島県猪苗場市(平成24年3月30日付村指定により指定された居住制限区域及び「被爆指揮官監視強化区域」に属する)、川俣町(平成28年8月7日付村指定により指定された居住制限区域及び「被爆指揮官監視強化区域」に属する)、磐梯町、富岡町(平成28年3月7日付村指定により指定された居住制限区域及び「被爆指揮官監視強化区域」に属する)、大熊町(平成24年11月15日付村指定により指定された居住制限区域及び「被爆指揮官監視強化区域」に属する)、双葉町(平成28年5月7日付村指定により指定された居住制限区域及び「被爆指揮官監視強化区域」に属する)、浪江町(平成28年5月7日付村指定により指定された居住制限区域及び「被爆指揮官監視強化区域」に属する)、楢葉町(平成28年5月7日付村指定により指定された居住制限区域及び「被爆指揮官監視強化区域」に属する)、楢葉町(平成28年5月7日付村指定により指定された居住制限区域及び「被爆指揮官監視強化区域」に属する)、原町(平成28年5月7日付村指定により指定された居住制限区域及び「被爆指揮官監視強化区域」に属する)。

※7 アイヌ、アカヒタヌカ、イカクモ(鮭魚を食す)、イシガク、ウスメル、ウミタガ、エゾノアヒナメ、カサコ、キヨネメハ、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロフ、シロメバル、ズスキ、ナガツカ、ニベ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒガソング。

ヒラ、ホーリガレ、マアナ、マグナム、マツカ、ムラソイ、メタガラビスガイ
※8 当該場において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く)及び畜産への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年3月20日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町 花巻市、北上市、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
雑穀	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 仙台市、登米市、大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町(旧耕野村の区域を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	くさそてつ(ごごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
	たらのめ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	磐井川(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大瀧の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、白幡堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスベ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外洋逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12ヶ月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年3月20日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	壬生町、那須町 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 <さそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)
	こしあぶら(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	さんしよう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市 鹿沼市、日光市、那須町
	ぜんまい(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	わらび(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	こしあぶら	長野市、中野市、軽井沢町、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(参考資料2)

福島県		出荷制限
H23.3.21～: 下記の地域以外。		
原乳	H23.3.21～14解除: 喜多方市、南相馬市、猪苗代町、三春町、会津美里町、下郷町、磐梯町	
	H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、西会津市、大玉町、大和町、田村市、(旧都路村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、安積町、東会津町、中島町、西郷町、鶴来町、矢祭町、いわき市	
	H23.3.21～4.21解除: 神馬町、新地町	
	H23.3.21～5.1解除: 南相馬市(馬場島のうち、鳥島、島内、川子及び塙崎を除く区域を除く)、川俣町(山木屋の区域を除く)。	
	田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字常家、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字五台山、原町区馬場字柳川、原町区馬場字楽師町、原町区片倉字洋津及び原町区大原字和田城の区域を除く)。	
	H23.3.21～10.7解除: 会津若松市、喜多方市、猪苗代町、三春町、天栄村、猪苗代町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、越津町、金山町、昭和町、棚倉町、玉川村、広野町、平野村、福島市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
H23.3.21～: 下記の地域以外。		
ホウレンソウ、カキナ	H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、喜多方市、猪苗代町、三島町、猪苗代町、鳥島町、鶴来町	
	H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、御津町、三島町、金山町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和町、猪苗代町	
	H23.3.21～5.25解除: 新地町、相馬市、須賀川市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常家、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字五台山、原町区馬場字柳川、原町区片倉字洋津及び原町区大原字和田城の区域を除く)。	
	H23.3.21～6.1解除: 都市郡、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、神馬町、新地町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉町	
	H23.3.21～11.4解除: 広野町、川内村、(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
H23.3.21～H25.3.29解除: 田村市、(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
H23.3.21～H27.2.16解除: 猪苗代町、川内村、(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
H23.3.23～: 下記の地域以外。		
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、喜多方市、猪苗代町、三島町、猪苗代町、鳥島町、鶴来町	
	H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、御津町、三島町、金山町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和町、猪苗代町	
	H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常家、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字五台山、原町区馬場字柳川、原町区片倉字洋津及び原町区大原字和田城の区域を除く)。	
	H23.3.23～6.1解除: 都市郡、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、神馬町、新地町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉町	
	H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村、(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市、(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
H23.3.21～H27.2.16解除: 猪苗代町、川内村、(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
H23.3.23～: 下記の地域以外。		
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～4.2解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、御津町、三島町、金山町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和町、猪苗代町	
	H23.3.23～5.4解除: 都市郡、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、いわき市、磐石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町	
	H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、神馬町、新地町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉町	
	H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常家、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字五台山、原町区馬場字柳川、原町区片倉字洋津及び原町区大原字和田城の区域を除く)。	
	H23.3.23～6.1解除: 都市郡、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、神馬町、新地町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉町	
H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市、(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
H23.3.21～H27.2.16解除: 猪苗代町、川内村、(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
H23.3.23～: 下記の地域以外。		
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、磐石町、猪苗代町、鳥島町、鶴来町	
	H23.3.23～5.14解除: いわき市	
	H23.3.23～5.11解除: 都市郡、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.25解除: 福島市、二本松市、伊達市、神馬町、新地町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉町	
	H23.3.23～6.1解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常家、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字五台山、原町区馬場字柳川、原町区片倉字洋津及び原町区大原字和田城の区域を除く)。	
	H23.3.23～6.23解除: 都市郡、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市、(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
H23.3.21～H27.2.16解除: 猪苗代町、川内村、(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
H23.3.23～: 下記の地域以外。		
カブ	H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、磐石町、猪苗代町、鳥島町、鶴来町	
	H23.3.23～5.14解除: いわき市	
	H23.3.23～5.11解除: 都市郡、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.25解除: 福島市、二本松市、伊達市、神馬町、新地町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉町	
	H23.3.23～6.1解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常家、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字五台山、原町区馬場字柳川、原町区片倉字洋津及び原町区大原字和田城の区域を除く)。	
	H23.3.23～6.23解除: 都市郡、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市、(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
H23.3.21～H27.2.16解除: 猪苗代町、川内村、(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
H23.3.23～: 下記の地域以外。		
野菜類	H23.3.23～5.4解除: 伊達市、喜多方市、猪苗代町、三島町、磐梯町、猪苗代町、鳥島町、鶴来町、川俣町、国見町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.3.23～5.14解除: いわき市	
	H23.3.23～5.11解除: 都市郡、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.25解除: 福島市、二本松市、伊達市、神馬町、新地町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉町	
	H23.3.23～6.1解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常家、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字五台山、原町区馬場字柳川、原町区片倉字洋津及び原町区大原字和田城の区域を除く)。	
	H23.3.23～6.23解除: 都市郡、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市、(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
H23.3.21～H27.2.16解除: 猪苗代町、川内村、(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
H23.3.23～: 下記の地域以外。		
原木しいたけ(露地栽培)	H23.4.13～4.20解除: 本宮市	
	H23.4.20～: 本宮市	
	H23.4.13～5.1解除: 田村市、(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、新地町	
	H23.4.13～5.22解除: 田村市、(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.10.19～H26.7.11解除: 伊達市	
	H23.7.12～H26.7.11解除: 伊達市	
H23.10.19～H26.7.11解除: 伊達市		
H23.7.12～H26.7.11解除: 伊達市		
H23.11.14～: 川俣町		
H23.10.31～: 棚倉町、いわき市		
H23.4.6～: 棚倉町、古殿町、喜多方市		
H23.4.12～4.23解除: いわき市		
H23.4.20～: 本宮市		
H23.4.13～5.15解除: 田村市、(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、新地町		
H23.4.13～5.22解除: 田村市、(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
H23.10.19～H26.7.11解除: 伊達市		
H23.7.12～H26.7.11解除: 伊達市		
H23.11.14～: 川俣町		
H23.10.31～: 棚倉町、古殿町、喜多方市		
H23.4.6～: 棚倉町、古殿町、喜多方市		
H23.4.12～4.23解除: いわき市		
H23.4.20～: 本宮市		
H23.5.9～6.8解除: いわき市		
H24.4.9～: 棚倉町		
H23.5.9～6.21解除: 大玉町		
H23.5.13～6.21解除: 国見町		
H24.4.10～: 棚倉町、新地町		
H24.4.23～: 庄野町		
H24.6.2～: 二本松市、大玉村		
H24.6.7～: 豊賀用町		
H24.6.25～: 磐城市		
H24.5.14～: 田村市		
H24.5.10～: 白河市、磐城市		
H24.5.26～: 畠所町		
H24.6.10～: 田村市		
H24.5.14～: 天栄村		
わさび(細において栽培されたものに限る。)		
H24.4.10～: 伊達市、川俣町		
H24.5.14～: 棚倉市、福島市、庄野町、喜多方市、磐城市		
H24.5.10～: 川内村		
うど(野生のものに限る。)		
H24.5.10～: 川内村		

*印の箇所は、出荷制限額

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年3月20日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年3月20日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年3月20日現在

青森県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～：十和田市、南上町 H24.10.30～：青森市 H25.10.1～：鰐ヶ沢町	
	水産物	H24.8.27～H24.10.31解除：青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	マダラ		
岩手県		出荷制限	
野菜類	たけのこ	H24.8.31～：一関市、奥州市 H25.4.30～：陸前高田市	
	原木ぐりだけ(露地栽培)	H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.4.13～：陸前高田市、住田町 H24.4.20～：大船渡市	
	原木じいたけ(露地栽培)	H24.4.25～：一関市、金石市、高岡市、平泉町、大槌町 H24.5.7～：遠野市、金ヶ崎町 H24.8.7～H26.10.7一部解除：花巻市、北上市、山田町 H25.4.10～H25.4.8解除：盛岡市	
	キノコ類(露地栽培)	H24.10.18～：大船渡市、金石市 H24.10.23～：陸前高田市	
	木なめこ(露地栽培)	H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.10.11～：一関市、陸前高田市、平泉町 H24.10.18～：金石市 H24.10.29～：大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7～：遠野市 H25.10.9～：住田町 H24.5.10～：高岡市、花巻市 H24.5.14～：盛岡市 H24.6.15～：金石市 H24.5.18～：住田町 H25.5.9～：北上市 H25.5.18～：遠野市 せり(野生のものに限る。)	H24.5.10～：高岡市、奥州市 H24.5.16～：一関市、奥州市 H24.5.18～：住田町 H24.6.16～：高岡市、陸前高田市 H25.5.17～：一関市 H25.5.4～：平泉町 H26.5.7～：金石市
	わらび(野生のものに限る。)	H25.5.30～：一関市、奥州市 H25.6.17～：一関市、奥州市 H24.6.16～：高岡市、陸前高田市 H25.5.17～：一関市 H25.5.4～：平泉町 H26.5.7～：金石市	
	甘藷	H25.1.4～H25.2.4一部解除：一関市(旧豊浦水村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。）	
	穀類	H24.11.3～H26.4.11解除：強岡市(旧小民間の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。）	
	ソバ	H24.11.30～H26.4.11解除：奥州市(旧衣川村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。）	
水産物	ズズキ	H24.10.25～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	クロダイ	H24.11.6～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	マダラ	H24.5.2～H25.1.17解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	ヒラメ	H25.6.4～H25.3.30解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	イワナ(稚魚を除く。)	H24.5.8～：舟川(支流を含む。)及び妙高川(支流を含む。)	
	ウグイ	H24.5.11～H26.8.25解除：手取川(支流を含む。) H24.6.1～H27.1.0解除：岩手県の北川のうち四十日ダムの下流(支流を含む。ただし、石沢根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田浦ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早川堤ダムの上流を除く。) H24.6.12～H26.7.31解除：気仙川(支流を含む。)	
	牛の肉	H23.8.1～H23.8.25一部解除：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
肉	クマの肉	H24.9.10～：金城	
	シカの肉	H24.7.26～：金城	
	ヤマドリの肉	H24.10.22～：金城	
宮城県		出荷制限	
野菜類	たけのこ	H24.5.1～：白石市、丸森町 H24.6.29～：栗原市 H24.5.1～H26.4.17一部解除：丸森町(旧豊野村の区域に限る。)	
	原木じいたけ(露地栽培)	H24.1.18～：白石市、角田市 H24.3.15～：丸森町 H24.4.5～：村田町 H24.4.11～：氣仙沼市、南三陸町 H24.4.12～：栗原市 H24.4.19～：石巻市 H24.4.20～：大崎市 H24.4.25～：真鍋島村 H24.4.27～H27.2.10一部解除：塩竈市 H24.5.7～H27.1.0一部解除：大和町	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：栗原市、大崎市 H25.9.24～：仙台市 H24.4.27～：大崎市、栗原市 H24.5.2～：加美町 H24.5.11～：七ヶ宿町 H24.5.18～：大衡村 H24.4.27～H27.2.10一部解除：塩竈市 H24.5.7～H27.1.0一部解除：大和町	
	ささてつ(ごごみ)	H24.5.9～：大崎市、栗原市 H24.5.11～：七ヶ宿町 H25.5.2～：加美町 H24.5.9～：氣仙沼市	
	こしあぶら	H24.5.7～：紫米市、栗原市 H24.5.9～：大崎市、栗原市 H24.5.11～：七ヶ宿町 H25.5.7～：大和町	
	せんまい	H24.5.11～：氣仙沼市、丸森町 H24.5.17～：大崎市	
	たらのめ(野生のものに限る。)	H28.4.25～：氣仙沼市、栗原市、大崎市	
	雑穀	H25.1.4～H25.3.15一部解除：栗原市(旧金田村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。）	
	穀類	H25.3.19～H26.5.19解除：栗原市(旧金田村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。）	
	ソバ	H24.11.16～H26.4.11解除：栗原市(旧金成村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。）	
水産物	クロダイ	H24.6.28～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	スズキ	H24.11.5～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	ヒラメ	H24.10.25～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	マダラ	H24.5.30～H25.4.11解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	ウグイ	H25.6.4～H26.5.30解除：大和町(重宝1kg)より上流(支流を含む。)及び名取川(重宝1kg)より上流(支流を含む。)	
	ヒガングフ	H24.5.8～H26.2.18解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	アユ(稚魚を除く。)	H28.6.27～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、セッカダムの上流を除く。 H25.6.27～H25.12.25解除：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、白柳堰堤より上流の白石川(支流を含む。)	
	ヤマメ(稚魚を除く。)	H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、セッカダムの上流を除く。	
	イワナ(稚魚を除く。)	H24.5.14～：大船川(重宝1kg)より上流(支流を含む。)及び名取川(重宝1kg)より上流(支流を含む。) H24.5.28～：江合川(重宝1kg)より上流(支流を含む。)及び二道川(重宝1kg)より上流(支流を含む。) H24.6.32～：一迫川(重宝1kg)より上流(支流を含む。)及び基石川(重宝1kg)より上流(支流を含む。)	
	ウグイ	H24.4.26～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。) H24.5.26～：宮城県石巻市(北川の内)の支流を除く。	
肉	牛の肉	H23.7.26～H23.8.1一部解除：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	イノシシの肉	H24.5.22～：角田市、丸森町、山元町	
	クマの肉	H24.6.25～：金城(上記地図を除く。)	

* ()の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年3月20日現在

山形県		出荷制限
肉 クマの肉	H24.9.10～：全城	
秋田県		出荷制限
原乳	H23.3.23～4.10解除：全城	
ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除：全城(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除：北秋城市、高萩市	
カキナ	H23.3.21～4.17解除：全城	
バセリ	H23.3.23～4.17解除：全城	
タケノコ	H24.4.8～：鶴来市、小鶴丘市、つくばみらい市 H24.4.19～：石炭町、鶴来町、東根市、大曲町、大泉町、利根町	
野菜類	H24.4.19～：ひたなか市、鶴来町、東根市 H24.4.26～：北秋城市、大泉町	
原木シイタケ(露地栽培)	H28.10.14～：土崎市、行方市、鶴来町、小鶴丘市 H28.11.10～：美城町、阿見町	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.8～：常陸大宮市、安昙市、つくばみらい市 H24.4.14～：ひたなか市、原町市	
こしあぶら	H24.5.2～：日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.17～：常陸大宮市(野生のものに限る。)	
イシガレイ	H24.7.5～H25.6.26解除：北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ズスキ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城四県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
シロメバツ	H24.4.13～：最大高潮時海岸線上福島茨城四県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ニベ	H24.4.17～H26.5.14解除：最大高潮時海岸線上福島茨城四県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マダラ	H24.11.9～H26.11.24解除：最大高潮時海岸線上福島茨城四県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ	H24.4.17～H27.2.5解除：最大高潮時海岸線上福島茨城四県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
コモンカスペ	H24.6.1～：最大高潮時海岸線上福島茨城四県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
アメリカナマ(養殖を除く。)	H24.4.17～：霞ヶ浦、北浦及び外洋漁港並びにこれらの港周辺に深入する河川並びに常陸利根川	
ギンブナ	H24.4.17～：霞ヶ浦、北浦及び外洋漁港並びにこれらの港周辺に深入する河川並びに常陸利根川(繁殖を除く。)	
ウナギ	H24.5.7～H28.1.30：霞ヶ浦、北浦及び外洋漁港並びにこれらの港周辺に深入する河川、並びに常陸利根川	
肉 インシの肉	H28.11.12～：茨城県内の那珂川(支流を含む。) H28.12.2～H29.12.1～：鰐解除：全城(魚のための街・秩父原方面に差し引き管理されるインシの肉を除く。)	
その他 茶	H23.6.2～H25.11.11解除：結城市、霞ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、湘南市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.6.2～H10.18解除：古河市、常総市、佐貫市、八千代町、猪町 H23.6.2～H24.1.14解除：大字市 H23.6.2～H24.5.23解除：常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除：石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.6.5解除：銚子市 H23.6.2～H24.7.24解除：水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除：高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除：日立市 H23.6.2～H24.10.5解除：茨城町 H23.6.2～H24.10.11解除：つくば市 H23.6.2～H25.4.29解除：土浦市、北茨城市、笠間市 H23.6.2～H25.6.17解除：小美玉市	
栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塙谷町	
カキナ	H23.3.21～4.27解除：全城	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.15～：那須塩原市：矢板市 H24.4.10～H26.7.9一部解除：芳賀町 H24.4.11～：邑楽町 H24.4.11～H27.3.20一部解除：日光市、大田原市 H24.4.12～：足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、市貝町 H24.4.12～H27.2.20一部解除：那木市、那須塩原市 H24.4.13～：那木市(田端各町を除く。)、壬生町 H24.2.15～H26.10.24一部解除：那須塩原市 H24.2.15～H26.10.23一部解除：矢板市 H24.4.10～：那須塩原市 H24.4.10～H26.8.28一部解除：芳賀町 H24.4.12～H27.3.20一部解除：大田原市 H24.5.23～H26.8.28一部解除：さくら市 H24.6.4～H26.6.17一部解除：鹿沼市 H24.6.20～：壬生町 H24.11.29～H28.10.24一部解除：日光市 H23.11.7～：鹿沼市、矢板市 H23.11.8～：大田原市、那須塩原市	
原木シイタケ(施設栽培)	H23.11.14～：足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茨木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.8～：那木町 H24.11.9～：壬生町 H23.11.14～：那須塩原市、日光市 H24.10.4～：矢板市 H24.10.18～：那須町 H24.10.25～：佐野市 H24.11.2～：鹿沼市 H24.11.8～：壬生町 H24.12.1～：大田原市	
原木クリタケ(露地栽培)	H23.11.8～：大田原市、那須塩原市、邑楽町、那須川原市 H24.11.14～：足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茨木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.8～：那木町 H24.11.9～：壬生町 H23.11.14～：那須塩原市、日光市 H24.10.4～：矢板市 H24.10.18～：那須町 H24.10.25～：佐野市 H24.11.2～：鹿沼市 H24.11.8～：壬生町 H24.12.1～：大田原市	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、邑楽町、那須川原市 H24.8.9～：矢板市 H24.8.15～：那須町 H24.8.29～：大田原市 H24.10.10～：塙谷町 H24.10.12～：那須塩原市 H24.7.18～：茨木町 H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、邑楽町、那須川原市 H24.8.9～：矢板市 H24.8.15～：那須町 H24.8.29～：大田原市 H24.10.10～：塙谷町 H24.10.12～：那須塩原市 H24.7.18～：茨木町 H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、邑楽町、那須川原市 H24.8.9～：矢板市 H24.8.15～：那須町 H24.8.29～：大田原市 H24.5.2～：宇都宮市、那須町、茨木町 H24.5.7～：鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町 H24.5.15～：さくら市 H25.4.25～：鹿沼町 H28.4.30～：市貝町 H24.5.1～：宇都宮市、日光市 H24.5.14～：那須塩原市 H24.5.18～：大田原市 H24.5.7～：日光市、那須町 H24.5.7～：鹿沼市 H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：那須町 H24.5.2～：市貝町 H25.4.18～：宇都宮市 H25.4.18～：塙谷町 H24.4.18～：日光市 H28.5.1～：那須塩原市 H28.5.15～：さくら市 H24.5.17～：大田原市、鹿沼市 H25.4.16～：宇都宮市、日光市 H28.5.28～：矢板市 H24.9.14～：那須塩原市、那須町 H24.9.18～：大田原市	
野菜類		
キノコ類(野生のものに限る。)		
タケノコ		
(さそて)(こごみ)(野生のものに限る。)		
こしあぶら(野生のものに限る。)		
さんしょう(野生のものに限る。)		
ぜんまい(野生のものに限る。)		
たらのめ(野生のものに限る。)		
わらび(野生のものに限る。)		
クリ		

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年3月20日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除: 桜木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H26.5.30～: 桜木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.5.28解除: 大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H25.1.23解除: 武茂川(支流を含む。) 及び桜木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25：金城 [県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。] H23.12.2～H23.12.5：鶴解郡 金城 [県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。]
	イノシシの肉	
	シカの肉	H23.12.2～: 金城
その他	茶	H23.7.5～H24.6.1解除: 栃木市 H23.8.2～H25.3.26解除: 大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウセンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域
	カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.25～: 沼田市、東吾妻町、綿北村 H24.10.10～: 高山村 H24.10.18～: 安中市 H24.10.29～: 墓野町 H24.11.13～: みなかみ町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 蒜森川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所審美川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.1.19解除: 薩根川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.25～: 富岡川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所審美川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.8.25～H24.1.19解除: 烏川のうち川場川の上流(支流を含む。) H25.3.12～: 蒜根川(支流を含む。) (H24.8.8～H25.6.20解除)
	肉	H24.10.10～: 金城 H24.10.10～: 金城 シカの肉 ヤマドリの肉
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除: 桐生市 H23.6.30～H25.6.7解除: 渋川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 桑野町、皆野町 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.5～: 海鳴町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウセンソウ	H23.4.4～4.22解除: 旭市、香取市、多古町
	シンギク、サンゲンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 旭市
	ハセリ	H23.4.4～4.22解除: 旭市
タケノコ	セルリー	H23.4.4～4.22解除: 旭市
	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市 H24.4.6～: 我孫子市、栄町 H24.4.11～H27.1.22解除: 柏市、白井市 H24.4.11～～H25.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～～H25.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除: 芝山市
	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.11～: 我孫子市 H23.10.11～H26.10.14～解除: 真狩市 H23.11.18～: 流山市
農産物	原木シタケ(施設栽培)	H23.12.22～H26.10.14～解除: 佐倉市 H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.10～: 千葉市、八千代市
	イノシシ	H24.5.18～H26.3.19～解除: 山武市
	肉	H24.11.14～H26.10.14～解除: 富津市
水産物	ギンブナ	H24.7.18～: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。), 手賀川(支流を含む。)
	コイ	H26.7.3～: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。), 手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	H26.11.12～: 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛海水槽場及び印旛水門の上流、両側用水第一通水槽場の下流、八幡川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
その他	イノシシの肉	H24.11.5～H25.3.18～: 金城 [県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。]
	茶	H23.6.2～9.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 藤浦市 H23.8.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.8.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市 H23.8.2～H25.1.13解除: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.6.2～9.7解除: 伊勢原市、松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 静岡町 H23.6.2～H24.10.19解除: 清水町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～: 金城 (佐渡市及び栗原市を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴鹤村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～: 長井沢町、御代田町 H24.10.1～: 小鹿町、南牧村 H24.10.11～: 佐久市 H25.10.1～: 小鹿町 H26.10.21～: 佐久市 H26.5.21～: 長野市、飯井沢町 H26.5.28～: 中野市、御代田町
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 御殿場市、小山町 H25.10.3～: 富士宮市、富士市 H26.10.7～: 鳴鹤市

* の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成27年3月20日現在

福島県	摂取制限
	H23.3.23～下記の地域以外
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
非球形葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.21～H27.2.18解除：楳葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～下記の地域以外
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
球形葉菜類（キャベツ等）	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.21～H27.2.18解除：楳葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～下記の地域以外
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
アブラナ科の花菜類（ブロッコリー、カリフラワー等）	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.21～H27.2.18解除：楳葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
原木しいたけ（露地）	H23.4.13～：飯館村
キノコ類（野生のものに限る。）	H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る）
	H23.9.15～：いわき市、棚倉町
	H23.9.20～：南相馬市
	H26.8.22～：西会津町
水産物 イカナゴの稚魚 ヤマメ（養殖を除く。）	H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H24.3.29～：新田川（支流を含む。）
肉 イシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楳葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※  の箇所は摂取制限の対象